

令和 6年 10月15日

我孫子市 こども部
保育課 御中

我孫子市立湖北台保育園

第三者評価報告書

実施期間：自 令和6年5月1日

至 令和6年10月11日

千葉県認証福祉サービス第三者評価機関
特定非営利活動法人 人材パワーアップセンター

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台1-25-6ハーベストヒル101
評価実施期間	2024年5月1日～10月11日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	我孫子市立湖北台保育園		
(フリガナ)	アビコシリツコホクダイホイクエン		
所 在 地	〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台3丁目1番15号		
交 通 手 段	JR成田線 湖北駅より徒歩7分（駅から450m）		
電 話	04-7188-5531	FAX	04-7188-5531
ホームページ	http://www.city.abiko.jp		
経 営 法 人			
開設年月日	昭和46年6月15日		
併設しているサービス	産休明け保育 延長保育 障害児保育 園庭開放 世代間交流 交流保育 赤ちゃんステーション設置 育休明け予約 AED設置施設		

(2) サービス内容

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	22	17	39	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	25	1	1	
	保健師	調理師	調理員	
	0	1	3	
	その他専門職員			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みをします。 我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。	
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)8:30～17:00	
申請時注意事項	我孫子市役所子ども部保育課が窓口になっています。	
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に我孫子市役所保育課より通知があります。	
入所相談	我孫子市役所子ども部保育課までお問合わせください。その他園生活に関する事項については保育園にお問合わせください。	
利用代金	3歳未満児は、我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。3歳児以上は保育料無償です。	
食事代金	3歳児以上 主食代：月額600円 副食代：月額4500円	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	無

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>【保育理念】 すべての子どもの権利が保障され子ども達が安全な環境で生き生きと育ち様々な活動をする中で、未来を担う子ども達を育むために地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた保育に努めます。 (2) 個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動が出来るよう努めます。 (3) 家庭との連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動に努めます。 (4) 楽しい保育園生活が出来るように、温かい保育環境づくりに努めます。 (5) 児童の安全に心がけ保育施設、設備の安全を図るよう努めます。
特　　徴	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子の豊かな自然環境の中で、四季を通して、五感を使って遊びきることの喜びや達成感を友だちや保育士と共有、共感することで社会性を養い、生きていく力を育みます。 ・自然の多い公園に隣接しており、年齢を問わず気軽に四季折々の自然体験ができる環境にあります。近くに公共施設や商店街などもあり、地域の方とあいさつを交わしたり、小中学校との交流も活発にしています。 ・子育て支援センターを併設しているため、センター利用者と保育園児との交流を深めています。 ・リズム遊び、体操集会などを通して体力作りや異年齢交流を行い、年下の子を思いやる気持ちを育んでいます。
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりを大切にし、丁寧に保育を行っています。 ・日々関わりの中で信頼関係をつくることに努め、保護者の皆様が楽しく子育てができるように支援を行っています。 <p>【湖北台保育園保育目標】</p> <p>「生き生きと元気に遊べる子」 なかま・・・のびのびと友だちと遊べる。挨拶や話ができる。 からだ・・・運動や散歩で体力をつける。自然と触れ合う。 楽しく食べる。 こころ・・・よく見、よく聞き、よく考える。自分を素直に表現できる。優しさや喜びを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で自然と食べ物に触れ興味関心を持ち、食べてみたいものが増えるような食育を行っています。離乳食の頃からの「自分で食べたい！」という意欲を大事にしています。 ・ホームページでは保育方針や施設紹介、行事予定などを知らせています。 ・災害時にはX（ツイッター）にて安否情報などを発信する態勢をとっており、毎月の避難訓練の様子も発信しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 保護者の意見や要望を真摯に受け止め具体的な改善に取り組むように努めています

園では保護者面談や行事後に保護者アンケートを配布し、参加者のほぼ全員から意見や感想を聞き取り、満足度を把握して改善に取り組んでいます。個別的にはノートや手紙で伝えてもらったり、改めて話す機会も設けています。また父母会独自に保護者アンケート調査(年1回)を実施し結果報告書として纏めており、園に直接に言いにくい意見や要望として真摯に受け止め父母会との連携に努めています。こうした調査結果について園全体で共有し、検討結果を回答書に纏め返答することで、迅速な改善に取組むよう対応しています。具体的にはコロナ感染症の5類感染症移行後に、園の様子が知りたいという意見を受けて、保育参観や誕生会に参加ができるよう改善しています。また延長保育では担任と話しやすいよう早番・遅番表を掲示し、今後は個別相談が可能である旨も併せて表示する予定です。さらに日常的に保育士からの挨拶や何気ない会話で普段の子どもの様子を伝えるなど、保護者への声掛けを積極的に行いながらコミュニケーションによる信頼関係を構築し、意見を言いやすいような雰囲気つくりを継続しています。

2. 保育の質の向上に向けた研修計画及び実施において具体的に工夫し共有を図っています

園では子ども一人ひとりの育ちや思いを大切にしながら保育を行えるよう「人材育成方針」に基づいた階層別研修、専門職別研修、OJT研修、特別研修など研修計画が整備されており職員の育成に努めています。また東葛支会保育士部会や、千葉県保育協議会などが実施する外部研修会にも、希望や意欲に応じて選択的に受講しています。園内研修においては事例検討会等の研修計画を立案、実施に取り組み、全職員で共有しながら実際の保育に活かしています。具体的の方略では全員参加できるよう内容を数回に分けて研修を実施、研修資料・報告書の回覧による参加者チェック、その他に各クラス別小グループ制による事例検討や研修内容を録画して教材に活用する等、様々な取組みで効果的に共有できるよう工夫しています。そして新規職員配置時期にOJT研修受講者が新人指導を担当するにあたり年齢や経験など細やかに配慮しています。

3. 湖北台保育園子育て支援センター「すまいる広場」と保育園の保育活動との連携体制が整い交流活動が活発です。

毎月発行の「すまいるだより」によると、曜日ごとに設定した「赤ちゃんのフロア」「誕生会」「家族であそぼう」などを実施し、栄養士によるおはなし、保健師講習会、心理相談員による子育て相談などが毎月定期的に行われています。また、保育園との交流「こほくっこタイム」の中で園児や保育士との遊びタイムの様子をブログで紹介したり、園の行事(例えばおまつりごっこ)に参加することができるなど、地域に住む親子が気軽に足を運べて楽しめる場所となっています。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 個人情報保護について関連機関等と検討のうえで、さらに具体化し徹底できるよう期待します

園では保護者に配布する「入園のしおり」等に個人情報の取扱いについて掲載し、利用目的と範囲を説明のうえ、「重要事項説明および個人情報使用同意書」を提出してもらっています。他機関との連絡や情報交換、及びホームページや園だよりへの写真掲載など、実践面においても事前に説明し承諾を得ています。書類では鍵付き書棚や閲覧場所の限定で管理意識を高め徹底すると共に、処分方法も取り決め実施しています。その他、園内の事例検討では開催場所や時間に留意し情報が漏れないよう、また個人が特定されないよう配慮しています。ただ現状の園児登降園名簿の玄関掲示について目隠し等の漏洩防止策が望ましいです。また実習生やインターンシップでは、オリエンテーションで個人情報に関する守秘義務の必要性や言動について注意喚起し徹底しています。今後、大学、短大、保育専門学校から実習を受け入れるにあたり、実習生等が園で知り得た個人情報に関して、守秘義務や個人情報保護を説明したうえで、その旨を記載した「誓約書」を提出してもらうように期待します。

2. 子どもたちが食への興味関心をさらに高める食育活動として、クッキング体験を保育活動の中に少しずつ増やすことを期待します。

夏野菜の栽培活動、給食の材料の皮むき、十五夜の団子つくり、ラップでおにぎり作り、スイカ割り、ポップコーン作りなどの子どもたちの体験をすでに実施しています。このような体験が今後もさらに保育活動の中で行われることで、子どもたちにとって喜びや楽しさという心を育み、健康な身体づくりにつながるよう年齢に応じたクッキング体験を工夫して保育に取り入れることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

コロナ感染症が5類に移行して1年余り経ち保育活動も日常を取り戻す中、今まで止まっていた活動を復活させるにあたり、以前の良かったところと、新形態の中での気づきや良いところを整理しながら活動を進めています。更なる取り組みとして提案いただいた食育活動については、クッキング・保育を含め、工夫をして進めていきたいと思います。また、個人情報管理については、登降園管理は今後ICT化に伴いデータ管理に代わっていく予定となっています。実習生等外部からの受け入れ時の確認方法についても併せて、公立保育園としての形を検討していきたいと思います。

「不適切保育」「人権」「個人情報」「防災」「SIDS」「地域の子育て拠点としての保育園の役割」など、近年課題となっているものについて内外での研修で学び、また保育にかかわるニュースや、事故の情報を耳にする都度自分事としてとらえ、話し合いをしながら、保育の質の向上を目指してきました。

今回「第三者評価」の機会を得て、改めて全員で細部を見直すことで、新たな事や見落としていた点にも気づき、考えることができました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目		標準項目	
					■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。		3	0
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。		3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。		3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。		6	0
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。		3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。		5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。		3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。		4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。		5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。		5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。		4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。		4	0
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。		4	0
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。		4	0
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い、課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。		3	0
		提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。		4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。		2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。		4	0
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。		4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。		5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。		6	0
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。		4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。		6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。		6	0
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。		4	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。		3	0
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。		4	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。		3	0
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。		5	0
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。		3	0
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。		4	0
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。		5	0
計					136	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。 <p>(評価コメント) 保育所保育指針により市立保育園の理念、保育方針、保育目標が明確に定められ、「入園のしおり」、ホームページ、施設内に明記しています。保育理念、方針を踏まえた目標「生き生きと元気に遊べる子」では、「なかま」「からだ」「こころ」を大切にする保育を目指す方向性について保育指導計画から読み取ることができます。またパンフレットには、湖北台保育園の歌「えがおキラキラ」の詞が盛り込まれており、日頃の保育や行事等で園児が愛着を抱けるよう書き出して説明したり、保育実践の中で代々歌い継がれています。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 <p>(評価コメント) 理念・方針を玄関の掲示板、各教室内に表示しています。「公立保育園のガイドライン」に記載し入職時に全職員に配布して相互に確認や振り返りが可能です。年度初め「入園のしおり」を見直し、また保護者会で保護者とともに理解を深める機会としています。保育実践においては理念・方針に基づき年間指導計画及び月間指導計画や週間指導計画を立案し、また園内研修や職員会議等の議題に挙げて話し合い検討しながら周知に繋げています。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 <p>(評価コメント) ホームページへの掲載の他に、園見学、入園説明会、保護者会等でパンフレット「入園のしおり」を配布し、園内で掲示板を見ながら体験を踏まえ具体的に説明をしています。また保育のねらいや具体的な内容を連絡ノート、ホワイトボード、お便り等で日常的にお知らせし伝えています。保護者とは個人面談(0~1歳児クラス:1月希望制、2歳児クラス:1月全員、幼児クラス:6月全員)を実施し、他に希望に応じた随時面談の機会を通して理念や基本方針への理解を深めています。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。 <p>(評価コメント) 「我孫子市子ども総合計画」の策定による事業計画に基づき活動及び評価を行い、運営状況は市のホームページに掲載されています。「我孫子市保育園等整備計画」で老朽化や保育需要等に対応し園舎の建て替えを実施(R4年)、移転に伴い定員60人に改定しています。一人ひとりを丁寧に見守りながら安心安全に過ごせる環境提供に努め、併設する子育て支援センター(すまいる広場)と交流し相互に協働しています。園内外の修繕では保護者の要望等も取り入れながら保育課と協議し見直しや改善を推進しています。保育の現状評価から、園全体の重要課題に「丈夫な体作り」を挙げ、広い園庭を利用した遊びや運動、散歩などの園外活動を積極的に取り入れています。5歳児クラスでは最重要課題として、就学に向けて地域との関りを強化するよう幼保小連携に取り組んでいます。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 <p>(評価コメント) 年度初めに保育課長、園長、副園長と各委員の担当や役割分担を決定し、保育課を交えた毎月の園長会議や副園長会議を開催して総合的に検討しています。また園運営に関する計画や課題については意見を反映し集約できるように職員間での意見交換を促し、決定事項を朝礼、職員会議、週案会議等で詳しく説明して周知を図ります。方針や計画、内容に関する報告書や資料を回覧し再確認しながら保育実践に活かしています。</p>

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を發揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を發揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 職員が主体的に取り組めるよう幼児組、乳児組のリーダーを中心に意見の吸い上げや情報交換により把握しています。園長、副園長、保育士長と連携し、必要に応じて相談できる体制にあり自主的な活動がしやすい職場づくりを図っています。また正規職員や会計年度任用職員、時間外職員、子育て支援センターの職員ともコミュニケーションを大切にして相互交流に心がけています。園内外研修では職員の意見や希望を考慮しながら計画的に実施し、積極的に学びや気づきを伝え合う等で共有スキルアップに繋げています。年2回の評価面接は職員の成長促進、業務の見直しを目的に、園長・副園長が正規職員、また保育士長が任用職員をそれぞれ担当しており、助言や指導を行い意欲や自信に繋げています。新規職員には意見が言いやすいよう年齢等を配慮した指導担当が受け持ちます。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 職員の法令遵守に必要な「市職員倫理規則」を明記し配布しています。人事課で全新人職員を対象に新人研修・オリエンテーションで説明して理解を図ります。またプライバシー保護について「全国保育士会倫理綱領」「実習生・インターンシップマニュアル」「公立保育園のガイドライン」を活用しながら実践面での徹底を図ります。守秘義務、個人情報の取り扱い規定の他、人権擁護に関しては園内研修を数回実施し、全員参加により共有認識を図ると共に、職員間で対応のあり方を振り返り検討した結果、実際の子どもへの接し方が変化するなど効果が認められています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人事、人材育成方針について事業計画で明文化され組織的に実践しています。職務内容は「市職務権限規程」で定め、役割と職務権限を明確にしています。人事評価基準や方法は「人事評価マニュアル」に準じて客観的に評価し、職員にも評価内容を説明し周知しています。職能級別課題や職員個別の業務目標を年度初め(4月)に設定しています。この目標達成度の自己評価を基に評価者(園長、副園長、保育士長)と中間評定(9月)や年度末評定(3月)面接を実施し、評価結果を各職員にフィードバックして成長の支援を図ります。また評価者である園長・副園長を各職員が評価する取組もあり、より公平な評価について工夫しています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 園では職員の勤務状況を毎月の勤務記録表や庶務管理システム入力を参考に就業状態を把握し、園長、副園長、保育士長が中心に休暇(有休休暇、子育て休暇、育児休暇、リフレッシュ休暇、特別休暇など)を勧め、取得しやすい雰囲気づくりを心がけています。また勤務時間内の業務終了を目指し「ノーワークデイ」を設定したり、記録等の事務時間が取れるような職員配置の工夫やクラス間での業務協力などで働きやすい職場環境に配慮しています。また職員の就業に対する要望を保育士代表が吸い上げ、公立三園代表として市職員組合と共に伝え合う部課長懇談会(不定期)も設けています。人事では市保育課が状況を鑑みて協議の上で採用を担い、また市福利厚生事業の担当者により利用推進に取組みます。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期的人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 「我孫子市人材育成方針」に基づき、階層別研修、専門研修、OJT研修、特別研修などの研修計画を整備し、看護師、栄養士、調理員などの専門職についても個別研修を実施しています。また千葉県保育協議会等の外部研修への参加や、園内研修担当者が企画立案した研修計画に沿い人材育成に取り組んでいます。園内研修においては全員が参加するよう内容を数回に分けて実施したり、研修資料・報告書の回覧による参加者チェック、その他に研修内容を録画して教材に活用する等、共有のために様々な工夫をしています。新規職員配置時期に合わせてOJT研修受講者が新人指導を担当し、また経験の豊富な保育士をリーダーとして配置し、指導力を発揮しながらサポートすることで支え合います。		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 「子ども虐待防止対策マニュアル」に基づき、関係機関と連携を図り情報共有して適切に対応する体制が整備されています。園の子ども一人ひとりの育ちや思いを大切にしながら保育を行えるよう職員の育成に力を入れ、園長、副園長が各指導計画を把握して具体的にアドバイスすることで、子どもが安全で安心な生活を送れるような環境づくりに努めています。また人権擁護のセルフチェックリストを活用した園内研修やクラス別小グループによる事例検討会で具体策を立て、実際の保育に活かしています。他機関から情報の提供がある場合には子ども相談課と関りながら見守りや、継続的に個別ケース会議(保育園、こども発達センター、児童発達事業所、子ども相談課、児童相談所の各担当者)に参加し連携して対応します。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 園では個人情報の取り扱いについて、「入園のしおり」「保健のしおり」に掲載し保護者に配布しています。入園時に、個人情報の利用目的や取り扱い方法を説明の上で、「重要事項説明および個人情報使用同意書」で保護者に承諾を得ています。また、他機関との連絡や情報交換が必要な場合は同意書の提出をお願いしています。ホームページや園だより等への写真掲載では事前に説明し承諾を得てから掲載しています。また個人情報に関する書類管理では鍵付き書庫に保管のうえで、閲覧場所を限定し徹底しています。個人名のある書類等の処分では溶解箱に回収処分し、データを持ち帰らないようにしています。園内での話し合いの場所や時間に留意し、研修等の事例検討会では個人が特定されないよう配慮しています。さらに実習生やインターンシップの受入時は、オリエンテーションで個人情報に関する守秘義務の必要性や言動について注意喚起しています。実習生の個人票、健康診断表等は外部には持ち出さないように保管し、終了時に学校に返却、または確認のうえで溶解処理を行います。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 行事後に保護者アンケートの配布や保護者面談の実施により意見や感想を聞き取り満足度を把握しています。個別的にはノートや手紙で伝えてもらったり、面談など改めて話す機会も設けています。また父母会で管理する保護者アンケート調査を実施しており、直接言いたい意見や要望を把握でき参考にしています。こうした日常の意見について真摯に受け止め、迅速に返答し改善に繋げるよう対応しています。要望については直接に乳児会、幼児会、週案会議、職員会議の議題で検討する以外に、父母会によるアンケート報告書を基に父母会役員と園長、副園長、保育士長、保育士代表による懇談会を設けて検討し、具体的かつ迅速に対応しています。さらに保育士からの挨拶や何気ない会話、普段の子どもの様子を伝える等の声掛けを積極的に行うことや、信頼関係を構築し要望や苦情が言いやすい雰囲気作りに努めています。延長保育では担任と話しやすいよう早番・遅番表を掲示するなど工夫もしています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 相談、苦情などの対応窓口及び担当者については、「公立保育園のガイドライン」に明記し、園玄関の掲示板に表示しています。市福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱に基づき、窓口を園長、副園長、保育士長として苦情処理と解決に努めています。苦情の申し立てがあった場合には、聞き取りや職員間で話し合いを行い、問題点の改善に努めると共に、報告書作成で迅速に対応しています。保護者からの要望書や行事アンケートの意見は全職員で共有し、他保護者の意見と併せて検討課題として懇談会、会議で検討、結果を文書で報告しています。具体的にはコロナ感染症対策明け後に、園の様子が知りたい、行事に参加したいという意見を受けて保育参観や誕生会への参加の他に、給食の試食会、園だよりのカラー掲示等の改善策を実施しています。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 「人事評価マニュアル」に基づき客観的評価を実施するよう整備されています。個別の実績評定記録表および、自己評価で「保育内容の向上」「子育て支援」「個人情報」「自主研修」「職員間の連携」について具体的に振り返り改善に努めています。中間評価（9月）で後期に向けた目標達成状況を確認し、年度末評価（3月）で一年間の総括や課題発見により方向性を再確認しながら段階的な成長に繋げています。また年間指導計画をもとに月案、週案、日案を立て、日々の実践の振り返りや反省を保育日誌に記録し、保育の連続性を踏まえた計画の追加や修正を行います。そして日頃から保育士間での対話による振り返りや会議で検討し、具体的な改善策が得られるなど相互に研鑽し合っています。さらに第三者評価の結果を公表することで、保護者や地域に情報提供を行い社会的責任を果たすと共に、自己評価により改善に努め保育の質の向上を目指しています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント) 保育実践にあたり「公立保育園のガイドライン」で業務の基本や手順をマニュアル化し、各年齢の発達段階に応じた「年齢別（乳児組・幼児組）保育マニュアル」や「業務分担内容」、「保育園看護師マニュアル」等を作成しています。また日々の保育や新人教育や職員がいつでも手に取り確認できるようファイルし、また年間スケジュールをもとに乳児会、幼児会で定期（年度初め、年度末）及び随時の見直しにより改訂し整備しています。さらに事故報告書やヒヤリハット事例等の具体策を反映できるよう改定や追加事項を検討しています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 園に関する情報は市ホームページなどでお問い合わせ窓口や開所時間を発信し、問い合わせや見学を隨時受け付けています。見学では個別のニーズに対応できるよう日程調整（予約制）し、パンフレット「保育園のご案内」を配布して、保育士長が施設内や保育中の園児の様子をわかりやすく説明しながら丁寧に質問に返答する形で案内しています。また併設する子育て支援センターの利用者が、職員と共に見学訪問したり、保育園の子ども達と実際に交流する機会を持つなど個別のニーズに応じ貢献しています。さらに出産前から将来を考えた問い合わせや相談もあり支援しています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 入園説明会時、園長、副園長、保育士長、看護師、栄養士から保育方針、保育内容などの説明があり、「入園のしおり（重要事項説明書）」をもとに保護者に説明し、「同意書」に署名を得ています。保育課面接で作成した子どもの生活・健康状況などの資料をもとに、保護者一人ひとりの意向を確認して面接記録に残し、保育園と共有しています。担任職員から各クラスの保育や持ち物の説明があり、利用開始直後の不安やストレスを軽減し、安心して入園できる支援をしています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) 全体的な計画は、我孫子市保育理念、保育所保育指針を基に「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を捉えて作成しています。また、子どもの背景にある家庭や子育て支援のニーズ や実態をすまいる広場利用状況などで把握し 作成しています。計画作成には全職員が参画し、共通理解しています。年度末に年間反省をして確認し、次年度に繋げています。</p>		

20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。 <p>(評価コメント) 全体的な計画に基づき、全年齢別に年間指導計画、月案・週案、個別の計画を作成しています。保育の実践、記録、振り返りの作業を繰り返し行い、乳児会（月1回）、幼児会（月2回）、週案会議、また行事前や話し合う案件がある場合は適宜意見交換して保育の質の向上に努めています。3歳未満児と配慮の必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況を踏まえて、個別指導計画を作成しています。</p>
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を發揮できるような働きかけをしている。 <p>(評価コメント) 各年齢に応じた玩具や遊具を用意し、十分に遊べる時間（集団活動と自由に遊べる活動）と場所（危険の無いようコーナーや仕切りで分ける）を確保し、子どもの発想や意見を遊びにも反映させ、主体的な活動ができるよう促しています。子どもが自由に取り出して遊べる素材（空き箱など）やパズル・絵本・ぬり絵などを用意しています。ペットボトルやどんぐりを使っての手作りおもちゃなども用意しています。</p>
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常生活及び保育の中に取り入れている。 <p>(評価コメント) 近隣に公園が数多くあるので、散歩を通じて、自然を感じ、動植物に触れる機会が多くあります。地域の方への積極的な挨拶や公共機関（図書館、消防署など）を利用して、社会的ルールやマナーを学ぶことも大切にしています。園庭で野菜の栽培や収穫をし、カブトムシなどの世話を楽しみながら、季節を感じたり、描画などの製作に活用しています。毎年育てている緑のカーテン（ゴーヤ）に水やりをする子どももいます。</p>
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を發揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。 <p>(評価コメント) 保育士は子どもに接する際、笑顔で明るく話しかけ言葉だけでなく態度でも安心感や心地良さを伝えています。けんかやトラブルの場面では危険に配慮しつつ、子どもたちの思いや言葉を汲み取り、時にその気持ちを代弁して丁寧に対応しています。幼児クラスでは年齢に応じた日々の当番活動（例：5歳児は毎朝3, 4, 5歳児の登園人数を表に記入する）や季節の行事を楽しむことで、子どもが自発的に協力して活動できるよう援助しています。行事に参加している時や、体操・リズムあそびで身体づくりをする時に異年齢交流の場面が多くあります。</p>
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。 <p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもの個別指導計画を作成し、職員全体で情報を共有し、その子に合った対策を検討し保育実践をしています。毎月1回来園する心理相談員との保育相談は「気になる子シート」に記録をしています。こども発達センターなどの専門機関と密に連携を図り、必要に応じて子どもの様子を見てもらうことがあります。医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン（我孫子市）や療育・教育システム連絡会（我孫子市）の体制が整っています。</p>

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 引き継ぎは「延長保育保育記録簿」にて保護者へ丁寧に対応、説明しています。必要な場合は、全クラスとも「保護者への連絡用紙」に記入して手渡し、伝え忘れないようにしています。乳児クラス、幼児クラスに分けて延長保育を行いますが、子どもの人数や個別配慮の必要な子の人数に応じて人員配置を工夫し、また水分補給や個別の声かけでトイレ誘導をするなど、安心安全や健康面に配慮した保育をしています。延長保育担当職員は調乳・嘔吐処理のビデオ研修を必要に応じて受け、人権擁護に関するセルフチェックも行っています。早番・遅番の仕事のマニュアルがあります。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 日常的に0、1歳児は個人連絡ノートを活用し、他のクラスも保護者とのコミュニケーションを図り、情報交換や相談に応じたりと互いに声をかけやすい雰囲気を作っています。年間行事予定でお知らせしている個別面談、保育参加、保護者参観の行事の機会があります。5歳児は幼保小連携事業計画のもと、小学校とは昔遊び、模擬授業、学校見学などを行い、他の保育園や幼稚園とは芋ほり、もちつきなどの交流をしています。幼保小連携便り「ステップ」にて交流の様子を保護者に掲示して知らせています。「保育所児童保育要録」を作成し、育ちと学びをつなぐ会で申し送りをしています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 看護師のもと年間保健計画を作成し、嘱託医による年2回の内科検診・歯科検診、視力検査、尿検査、毎月の身体測定の結果を「健康の記録」に記入し、保護者の確認印を得ています。保育士は朝の登園時子どもの顔色を確認し、普段と変わらないかの声掛けをし、様子が違う時はその都度検温し、体調の変化に気づけるようにしています。全職員がSIDS予防の研修を受け、毎日睡眠チェック表に記入しています。保護者に対してはSIDSに関するチラシを玄関先に掲示し、0、1歳クラスには個別配布をして必要な情報を提供しています。不適切な養育、虐待が疑われる場合は、市内関係機関・児童相談所と連携しています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の子どもの体調不良や怪我、事故が発生した場合は対応マニュアルに沿って保育士・看護師で連携して応急処置を行い、園長・副園長に報告後、保護者への連絡をする体制をとり、受診の同行・代行を行っています。感染症発生時（疑い含む）はマニュアルに沿って対応し、玄関先に発生情報や対応について掲示し、ほけんだよりにも掲載、一定数を超えて発生した場合は保育課・保健所に報告を入れています。事務室、各クラスや散歩用バッグにけが対応用の医薬品を常備し常に管理しています。		

		<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育年間計画表を作成し、保育活動の中に「食への興味関心を高める」取り組みを工夫して行っています。食事の時の姿勢保持や食事マナー、子ども一人ひとりの喫食状況に合わせ工夫していることについても、毎日の給食を生きた教材として積極的に保育士は関わっています。調理員は給食・おやつ時にクラス訪問をしたり、子どもたちも給食室内を見たりとコミュニケーションを図っています。食物アレルギーや摂食機能の未熟な子どもに対してはかかりつけ医や専門職と多職種連携をとり、誤食誤飲防止に細心の注意を払っています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 我孫子市感染症対応マニュアルに沿って室内の温度や湿度を調整し、子どもたちが快適に過ごせるよう環境整備を行っています。園庭やバルコニーに出る際は、熱中症指数計で確認をしています。感染症発生時は消毒薬を使い分けて蔓延予防しています。看護師・保育士による子どもの手洗い指導を食事前、排泄後、外出後、他に必要な時に丁寧に行い、手洗い・うがいに関する絵本や紙芝居を使うなど工夫しています。子どもが使う玩具や手に触れる所を定期的に消毒し、砂場も毎月1回消毒しています。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故発生マニュアルを整備し、事故発生時には 職員が速やかに対処できるようにしています。事故報告書・ヒヤリハット報告書に記入後、週案会議や職員会議で共通理解し、事故防止対策を講じています。時間外職員は「時間外職員連絡ノート」に添付された内容を読むなどで注意喚起しています。毎月1回保育室や園庭遊具の安全点検・外部業者による点検を行い状況を確認しています。避難訓練の年間計画に不審者訓練を取り入れ、危機管理意識を高めています。子どもにとっての危険箇所にはクッション材や緩衝材を付け、事故のリスクを減らすよう努めています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 火災・地震・風水害・不審者・竜巻等の災害発生時の緊急対策マニュアルを整備し、毎月、様々な災害を想定した避難訓練を実施。また、年1回消防署立ち会いの総合消防訓練（子育て支援センターの利用者や災害時協力委員も一緒に）を実施しています。保護者には入園時や進級時、園だよりなどで周知している「引き渡しカード」に記入し提出してもらい、スムーズかつ確実に引き渡しができるようにしています。避難訓練の様子は保育園公式アカウント(X)に投稿し、保護者に伝え、災害伝言ダイヤルを利用するなどの仕組みが整っています。備蓄品を揃え一覧表を作成しています。		

33	<p>地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。 <p>(評価コメント) 子育て支援施設「すまいる広場」を併設し、「こほくっこタイム」では地域の親子と触れ合う時間があります。開館中は毎日、何時でも園庭で遊ぶことができることや保育園行事への参加、赤ちゃんステーションの実施園などと様々な機会に地域の親子が保育園を利用できる仕組みがあります。おはなし会はボランティアが「すまいる広場」で読み聞かせをしています。自治会や子育て広場に園だよりを配布し、園での活動や様子を知らせて理解を深めてもらい、保育園が身近に感じてもらえるよう働きかけています。</p>
----	--